

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第一編 MSAの受入れと再軍備の進展

第四章 合理化政策

独占禁止法の改正

合理化政策の法律的な準備として第一五国会に提出され、第一六国会で成立した独占禁止法の改正法案の提案理由(三・四参院本会議、緒方国務相)、反対意見(三・四同会議、木村禧八郎議員の質疑より)は次のとおりであった。

(提案理由)

昭和二二年七月に独占禁止法が施行されましてから、早くも五カ年を経過いたしましたのでありますが、その施行の経験に徴しまして、本法の諸規定のうちには我が国の経済の特質と実態に副わないものがあり、これがため経済の発展に却って支障を来たす虞れがあることが感ぜられたのであります。もとより、国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のもたらす諸弊害を除去し、公正且つ自由な競争を促進しようとする独占禁止法の根本精神は飽くまで尊重すべきものでありますが、この際内外諸情勢の推移に鑑みて、独占禁止法に適当な調整を加える必要があると考え、本法律案を提出するに至った次第であります。

本法案の改正の項目は多岐に亘っておりますが、その主要なものは、特定の場合、即ち不況に対処するため必要がある場合及び合理化の遂行上特に必要がある場合における事業者の共同行為を一定の条件の下に認容したこと、企業の健全な結合に資するため株式の保有、役員兼任等の制限を緩和したこと、不公正且つ不健全な競争乃至取引方法を抑制するため、不公正競争方法に関する現行法の規定を整備したこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独占禁止法中に収めたこと等であります。

(質疑)

現在すでに、紡績、鉄鋼、石炭、硫安、或いは過燐酸、砂糖等について、カルテル、トラストが行われております。そうして非常な弊害をもたらしております。例えば、昨年三月、紡績においては綿糸が暴落いたしましたときに、一七万梱の生産を一五万梱に制限し、而も私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律があるにもかかわらず、通商産業省は操短を奨励しまして、一七万梱を一五万梱に抑えて、そうして当時八万円乃至八万五〇〇〇円程度の綿糸を一〇万円に吊上げているじゃありませんか。そうして紡績業者が非常に儲かっているじゃありませんか。そうして機械屋業者は非常に不況に陥った。中小業者は、更に硫安につきましても、昨年暮四〇万トンの硫安滞貨があった。農家の春肥のこの仕入期に当りまして、四〇万トンの滞貨のうち二七、八万トンを南鮮向けに出血輸出をいたしまして、そうして一呎八百四、五十円の硫安を八九五円程

度に吊上げておる。そして肥料業者を儲けさせておる。こういう実例がすでに現われている。紡績、鉄鋼、石炭、砂糖、硫酸、過燐酸等もすでに現われている。更に、今度のこの私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正、これを通したならばますますそういう弊害を助長するのだ。全く私は通産大臣は実情に副わない答弁をされておると思うのです。この法律は一部の改正と、こうなっておりますが、実は私はそうではないと思うのです。これは全面的改正であり基本的改正です。この法律によってトラス及びカルテルが認められるのでありまして、その点においては、このいわゆる独占禁止法を骨抜きにするものだと、私はそう思うのです。云うまでもなく日本経済の民主化の基本は経済の民主化にあるわけでありまして、この経済の民主化が逆転しますれば、経済の基礎の上に立っておるところの政治も文化も教育も、そういうもの全部がこれは反民主的になるのでありまして、それで、この経済の民主化を規定しました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、経済の憲法とでも云うべきものであります。経済憲法なのです。この経済憲法とも云うべき法律案を改正するに当りまして、これが慎重なる考慮が要求されなければならぬ。私は、政府が二八年度予算の裏付けとして今回国会に提出されて来ました一連の反動立法、ストの制限法、或いは義務教育学校職員法とか、その他の反動立法の中でも、この独占禁止法のこの緩和の法律こそ一番私は民主化に逆行するものだ。一番重大なことだと思う。民主主義の一番基盤を構成するところの経済の民主化を逆転せしめるものだ。

この法案が独占資本の擁護であるという意見については、第一六国会(七・二、衆院本会議)で、岡野国務相が次のように答えている。

独占資本家を擁護するというような何か御趣旨がございましたが、私の見るところでは、戦後そんなに恐れるような資本家がない、むしろ商社としては弱体過ぎまして、国際競争上非常に不利な立場にありますので、商社をもう少し強化して行かなければならぬ、こう考えておる次第であります。

#### 合理化に長期政策

五月一日、水田経済審議庁長官は次のように語った。

一、内外の経済情勢からみて鉄鋼、石炭、造船、肥料の基礎産業の合理化、コストの引下げを急ぐため、総合的な長期経済政策をとらねばならぬ段階となった。しかし、コスト引下げのために補助金制はとるべきでなく、金利の引下げ税制の改正などに思い切った策をとるべきである。

一、米国は先に対日特需の継続を保証したが、この条件としてわが国の物価引下げを要求されているので、この点からも基礎産業の合理化をとらねばならぬ。

#### 合理化の基本方針

産業合理化審議会総合部会では九月一六日九部会を設置するなど次の基本方針をきめ通産相に答申した。

▽基本方針＝一、企業内部の合理化をさらに推進すること。機械設備の近代化、優秀技術の工業的利用のため必要な合理化資金を重点的に確保する一方、金利引下げ、税制の改革、科学的経営管理方式などの措置を強くおしすすめる。

一、産業構造の合理化を促進すること。わが国経済の根本的在り方として各産業の規模とその結びつきを適正にする必要があるので、将来の産業構造につき徹底的な調査研究を行い、産業構造の合理化を中心とした長期政策を確立する。

一、産業組織の合理化を促進すること。業種によっては弱小非能率な企業が乱立し、設備過剰の傾向を生んでいるので、企業系列の整備、合理化カルテルの結成をうながす。  
一、産業関連施設を整備すること。公共事業費の適正な投下により企業をとりまく条件すなわち工業用水、道路、港湾、橋などの施設を整備する。

一、中小企業の組織化を行うこと。

▽九部会の設置＝総合部会、産業構造部会、産業組織部会、産業関連施設部会、市場部会、管理部会、エネルギー部会、産業別部会、中小企業部会を設置する。

### 大企業中心の経済構造

一万田日銀総裁は一二月九日、日本の経済構造を大企業中心にしていく必要があると次のように語った。

一、輸出増進のための国際競争に勝つためには、日本経済の構造をどうもってゆくかが問題で、能率の高い大企業中心にゆく必要がある。政治的にはいろいろの理想があろうが、日本経済の客観的な情勢がこれを許さない。

一、人口過剰で、しかも領土の狭い日本が、八時間労働制をとったり、大企業の分割を行ったりしたことは、いわば貧乏人が金持ちの生活をまねているようなもので、これでは経済全体がうまくゆくはずがない。これを隠そうとするから、経済はインフレとなり、輸入超過による外貨の減少で経済は行きづまってしまうのだ。

一、今後金融引締めが金融機関の段階から企業へと響いてゆくにしがたって、物価は下るはずだ。しかし、これに筋金を入れるのは来年度の均衡財政である。来年一―三月の金融引締めを制度的に現在以上に強くするかどうかは、来年度予算の規模と内容をみた上で、十分に研究してから決めたい。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---